

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された飛鳥川河川敷地の不法占用に係る住民監査請求についての監査結果は、次のとおりである。

奈良県監査委員	吉井昭彦
同	井上圭吾
同	中川崇
同	伊藤將也

## 第1 監査の請求

### 1 請求人 略

### 2 請求書の提出日 令和8年3月5日

### 3 請求の要旨

監査請求書及び追加提出があった資料等の内容から、請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

#### （1）措置要求事項

奈良県知事（以下「知事」という。）に対し、株式会社丸義（以下「丸義」という。）が不法占用する奈良県橿原市上飛驒町135番地の2先の飛鳥川河川敷地（概ね別添写真白枠）（以下「本件土地」という。）について、当該占用が解除されるまでの期間の河川占用料相当額を丸義から徴収することを求める。

丸義が支払いに応じなければ、不当利得返還請求権（民法703条・704条）や損害賠償請求権（民法709条）の訴えを起こすことを求める。

#### （2）請求の理由

丸義は、本件土地を少なくとも令和2年4月1日から、許可を受けずに不法に占有している。

不法占有による占有面積は616.01㎡、占用料相当額は令和7年3月までの5年間で825万4534円である。

知事は、この占用料相当額を請求していないので、これが違法・不当な怠る事実にあたるため、上記措置を求める。

#### 4 請求人から提出された事実証明書

- (1) 丸義の不法占用面積を示した書類
- (2) 請求人から知事宛に提出された「(奈良県行政手続き条例第35条申請) 橿原市上飛驒町135-2の住所表示を使用している工作物等による飛鳥川河川敷の不法占有に係る処分等の求め」
- (3) 訴状(不当利得返還請求等事件(飛鳥川不法占有料請求訴訟))
- (4) 上記訴訟に関する原告第1準備書面

## 第2 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

令和8年4月6日、法第242条第7項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。なお、この際、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

### 2 監査の観点、着眼点、対象及び方法

奈良県監査基準に基づき、合規性等の観点から、知事は河川占用料相当額を徴収すべきかなどに着眼し、請求人が不法占用と主張する本件土地を対象として、請求人から提出を受けた請求書並びに監査対象部局から提出を受けた資料及び監査対象部局の説明等の内容を確認するなどの方法により監査した。

### 3 監査対象部局

県土マネジメント部

### 4 監査対象部局から提出を受けた監査資料及び監査対象部局の説明の内容等

監査対象部局に対して、監査資料の提出を求めるとともに、令和8年4月17日に説明を聴取するなどした。

監査対象部局から提出を受けた監査資料及び監査対象部局の説明の内容等は、おおむね次のとおりである。

- (1) 占有が継続していることについては、今も、丸義の所有を示すナンバープレートのトラックが駐車されていることから、明らかである旨の請求人の主張について

中和土木事務所(以下「中和土木」という。)が所管する保存文書等から、丸義の所有するトラックが、常時、本件土地に駐車されていたという事実は確認できていない。河川は自由使用が原則であり、従って、請求人が主張するような不法占用の事実があったとは認識していない。

なお、直近の令和8年4月6日14時及び18時頃に中和土木が現地確認を行った際は、トラックは駐車されていなかった。

- (2) 丸義の占有分において県は、2017年(平成29年)5月以降、現在まで9

年近くにわたって口頭指導を行うことすら怠っている旨の請求人の主張について

(ア) 現在までの対応について

H29. 6. 7	隣接地の不法占用建物の所有者（当時）に対して撤去指導を行おうとしたが、建物所有者は不在であった（トラックの存在については記録に残っていない）。
R6. 12. 13	隣接地の不法占用建物の所有者（松本廣幸氏）に対して口頭での建物等の撤去指導を行った。この際に、トラックの所有者は松本氏ではなく、知り合いの業者であることを聞き取った。
R7. 1. 20	隣接地の不法占用建物の所有者（松本廣幸氏）に対して、建物等の撤去計画の提出を指導した。この際、知り合いのトラック所有者に本件土地に駐車しないよう伝える旨要請し、了承を得た。

(イ) 今後の対応について

一般的に河川敷地における車両の駐車については、自由使用の一環であるとの認識であるが、現地の状況を確認して、その現状が、河川管理上の支障を生じさせる等、悪質なものであると判断した場合、必要な指導を行っていくことも検討する。

- (3) 当該占有が解除されるまでの期間、河川占用料相当額を徴収するべきである。支払いに応じなければ、不当利得返還請求権（民法703条・704条）や損害賠償請求権（民法709条）の訴えを起こすべきである旨の請求人の主張について

本件土地は、請求人が原告、知事を被告として提起した占用料相当額を不当利得返還請求するように求めた住民訴訟（奈良地方裁判所令和7年（行ウ）第2号不当利得返還請求等事件。以下「別件住民訴訟」という。）の対象となっている土地の隣接部分である。

しかしながら、本件土地で行われている行為の態様は、隣接部分のような排他的かつ継続的な行為（工作物の設置）ではなく、一時的な車両の存置であると思われる。

そのため、前記のとおり、河川敷地における車両の駐車については、自由使用の一環と認識しており、不当利得返還請求等の訴えを起こすべき事案とは考えていない。

- (4) 本件土地の形状について

航空写真及び現地の写真から、本件土地は整地された土地（更地）であることが確認される。

### 第3 監査結果

本件の住民監査請求の監査の結果を次のとおり決定した。

本件の住民監査請求の監査対象事項に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

請求人の主張、提出した事実証明書、監査対象部局の主張、提出書類によれば、以下の事実が認められる。

本件土地は、別件住民訴訟の対象となっている土地に隣接し、河川敷地であるが、監査対象部局の説明によると整地された土地である。

この整地を何時、誰が行ったかは不明である。別件住民訴訟における裁判所からの調査囑託に対し、丸義の関係者が回答した内容によれば、一時期、丸義がトラックを駐車していた事実はあるが、現時点で、丸義は駐車していないとのことである。また、中和土木の現場確認でも、駐車は確認されておらず、本件土地の周囲をフェンスで囲うなどして排他的に使用している事実も確認されていない。

河川法第32条第1項によれば、河川を占用する者は、占用許可を受け、占用料を支払うことが必要であり、無許可で占用した者は、知事に対し占用料相当額の損害賠償義務又は不当利得返還義務を負担することになる。

ここで占用とは、河川敷地を排他的・継続的に使用することをいい、丸義が本件土地を排他的・継続的に使用していると認められない。

よって、知事は丸義に対し、不当利得または不法行為による占用料相当額の請求権を取得することはなく、本件請求は認められない。

#### (意見)

本件土地は河川敷地であるが整地された土地（更地）であり、第三者に不法に占用されることが危惧されることから、県は、河川における不法対策要領（昭和56年1月30日河第308号）に基づき適正な管理をされたい。

(別添)

出典：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/vector/#17/34.493503/135.80726/&ls=photo&disp=1&d=1>)

地理院地図 Vector (国土地理院) (<https://maps.gsi.go.jp/vector/#17/34.493503/135.80726/&ls=photo&disp=1&d=1>) をもとに奈良県監査委員事務局作成

